

東京都北区移動支援費補助事業実施要綱

18北福障第1103号

平成18年9月22日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第8号に基づき屋外での移動が困難な障害者及び障害児（以下「障害者（児）」という。）への外出のための支援（以下「移動支援」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付することにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(事業内容)

第2条 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動について、月ごとの支援のサービス支給量を決定し、ガイドヘルパー等の費用を補助することにより、屋外での移動が困難な障害者（児）に対し支援を行う。

(障害者の定義)

第3条 この要綱の事業において障害者とは、第1号から第3号までに規定する者をいい、障害児とは第4号に規定する者をいう。

- (1) 身体障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する者
- (2) 知的障害者 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者のうち18歳以上である者
- (3) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者のうち、同法第45条に規定する精神保健福祉手帳所持者、法52条に規定する自立支援医療受給者証受給者又は国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条に規定する障害基礎年金受給者

- (4) 難病患者等 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者であつて18歳以上であるもの
- (5) 障害児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児

(対象者)

第4条 補助金は、移動支援が必要と認めた次に掲げる者に対して交付する。

ただし、移動支援個別支援型の受給者は、法第5条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護、同条第10項に規定する重度障害者等包括支援の障害福祉サービス受給者は対象としない。

- (1) 身体障害者手帳の肢体障害程度が1級に該当し、両上肢及び両下肢の機能障害を有し、屋外移動について車椅子の介助を必要とする全身性障害者及びそれに準ずるもの
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者
- (4) 難病患者等のうち身体障害者手帳の肢体障害程度が1級に該当する程度の両上肢及び両下肢に障害を有し、屋外移動について車椅子の介助を必要とする全身性障害者に準ずるもの
- (5) 障害児

2 移動支援に係るサービス区分のうち、身体介護を伴うサービス対象者は東京都北区介護給付費支給決定基準（平成18年9月25日区長決裁18北福障第914号）（以下「支給決定基準」という。）の居宅介護の通院介助（身体介護を伴う。）の基準を準用する。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、宿泊を伴わないものとし、対象者が移動するために必要な支援で、支給決定基準を準用したサービス支給量の範囲内で第14条に規定した移動支援単価に基づく経費とする。ただし、通勤、営

業活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出（通学及び通所に係る外出を除く。）、社会通念上適当でない外出及び病院への通院のための外出は原則として含まない。

2 通学及び通所に係る外出については、原則として、次のいずれかの要件に該当する場合に補助金の交付の対象とする。

(1) 介護者の怪我や病気で送迎できず、本人が単独で通えない場合

(2) 親族に他の要介護者がいるため介護者が送迎できず、本人が単独で通えない場合

(3) 介護者の就労により送迎ができず、本人が単独で通えない場合

(4) 介護者が高齢（概ね70歳以上）又は要介護状態で送迎ができず、本人が単独で通えない場合

3 移動支援は、次に掲げる利用形態により実施するものとする。

(1) 個別支援型 個別支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援

(2) 車両移送型 日中一時支援事業利用に伴う送迎

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、第14条の規定により算定した1月分の利用料金から東京都北区地域生活支援事業実施要綱（平成18年9月22日区長決裁18北福障第835号）第8条第1号に規定する利用者が属する区分ごとの利用者負担額の負担上限月額（ただし、この額が第14条の規定により算定した1月分の利用料金の100分の10を超えるときは、当該相当する額）を差し引いた額とする。

（事業者の要件及び指定）

第7条 区長は、次のいずれかの要件を備えた事業者から東京都北区地域生活支援事業者指定申請書（別記第1号様式）に指定事業一覧（別記第2号様式）及び移動支援事業実施に関わる調査事項（別記第3号様式）を添付の上申請を受け、その内容を審査し、東京都北区地域生活支援事業者指定決定（申請却下）通知書（別記第4号様式）により移動支援事業者に指定又は申請却下する。

- (1) 個別支援型は、都道府県の居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、同行援護事業者及び行動援護事業者の指定を受けていること。
- (2) 車両移送型は、北区日中一時支援事業者の指定を受けていること。
- (3) 東京都北区基準該当居宅支援事業者の登録等に関する規則（平成15年3月東京都北区規則第9号）により登録をしていること。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、東京都北区地域生活支援事業補助申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（別記第5号様式）を区長に提出するものとする。

(補助金の交付の決定及び通知)

第9条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を東京都北区介護給付費支給決定基準（平成18年9月22日区長決裁18北福障第914号）の居宅介護を準用して審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を東京都北区地域生活支援事業補助交付決定（申請却下）通知書（別記第6号様式）により、申請者あて通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合は、申請者あて地域生活支援受給者証（別記第7号様式）を交付する。

(交付の条件)

第10条 区長は、前条の規定による補助金の交付の決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 移動支援を利用するに当たり利用料金から北区の補助額を差し引いた額を事業者を支払うこと。
- (2) 利用に当たり第7条の規定により移動支援事業者として指定された事業者（以下「指定事業者」という。）に補助金の代理請求及び代理受領の委任をすること。

(利用の申込及び契約)

第11条 第9条第1項の規定により補助の決定を受けた者（以下「補助交付決定者」という。）は、地域生活支援受給者証を指定事業者へ提示し、指定事業者へ直接利用の予約を行い、指定事業者と契約の上利用する。

2 前項の規定により利用契約を行った指定事業者は、地域生活支援受給者証に契約内容を記入するとともに、契約内容（地域生活支援受給者証記載事項）報告書（別記第8号様式）を区長に提出するものとする。

（利用時間）

第12条 利用時間は、1月25時間以内を基準とする。ただし、区長が特に認めた場合は、1月原則45時間の範囲内で区長が認めた時間とする。

（利用時間の決定の有効期間）

第13条 決定された利用時間の有効期間は1年とする。

（移動支援単価）

第14条 移動支援に係る基準単位及び単価は、次のとおりとする。

| | 身体介護の有無 | 利用時間 | 基準単位 | |
|---------------------|---------|---------------------|-------------------|--|
| 個別 支 援 型 | 無し | 0.5時間まで | 102単位 | |
| | | 0.5時間を超える時間～1.0時間まで | 191単位 | |
| | | 1.0時間を超える時間～1.5時間まで | 267単位 | |
| | | | これ以降は30分ごとに68単位加算 | |
| | 有り | 0.5時間まで | 248単位 | |
| | | 0.5時間を超える時間～1.0時間まで | 392単位 | |
| | | 1.0時間を超える時間～1.5時間まで | 570単位 | |
| 1.5時間を超える時間～2.0時間まで | | 651単位 | | |
| 2.0時間を超える時間～2.5時間まで | | 732単位 | | |
| 2.5時間を超える時間～3.0時間まで | 813単位 | | | |
| | | これ以降は30分ごとに81単位加算 | | |
| 移 | | 利用時間 | 単 価 | |

| | | |
|--|-------------|--------|
| | 0.5時間まで | 800円 |
| | 0.5時間を超えるとき | 1,500円 |

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる時間帯は、前項に規定する個別支援型の基準単位に次の各号に掲げる割合を乗じたものとする。

- (1) 午前6時から午前8時まで 125%
- (2) 午後6時から午後10時まで 125%
- (3) 午後10時から翌日の午前6時まで 150%

3 介護福祉士、居宅介護従事者要請研修課程修了者（1級及び2級）及び訪問介護員（1級及び2級）を除くヘルパーが身体介護有りの介護を行った場合の基準単位は、第1項から第3項に掲げる個別支援型の基準単位の70/100とする。

4 介護福祉士、居宅介護従事者要請研修課程修了者（1級及び2級）及び訪問介護員（1級及び2級）を除くヘルパーが身体介護無しの介護を行った場合の基準単位は、第1項から第3項に掲げる個別支援型の基準単位の90/100とする。

5 移動支援基準単価は、第1項から前項に掲げる個別支援型の基準単位に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）に定める居宅介護の1単位の単価を乗じたものとする。

6 第2項から第5項までの基準単位の計算において、1未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

7 第6項の単価の計算において、1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の請求）

第15条 補助交付決定者から代理請求及び代理受領を依頼された指定事業者は、次に掲げる書類を提出し、サービス提供を行った月の翌月10日までに

請求するものとする。

- (1) 東京都北区地域生活支援事業補助金請求書（別記第9号様式）
- (2) 東京都北区地域生活支援事業補助金明細書（別記第10号様式）
- (3) 移動支援サービス提供実績記録票（別記第11号様式）

（決定の取消し）

第16条 補助金交付決定者又はその扶養義務者が、目的に反し移動支援を受けたときは、東京都北区地域生活支援事業補助金交付決定取消通知書（別記第14号様式）により補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第17条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（ヘルパーの要件）

第18条 事業に従事するヘルパーの要件は、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを定める件（平成18年厚生労働省告示第209号）及び厚生労働大臣が定めるものを定める件（平成18年厚生労働省告示第237号）に規定した者のうち居宅介護の身体介護、家事援助及び乗降介助従事者として定められているものを準用する。

（指導検査）

第19条 区長は、移動支援事業者のサービス内容の質の確保及び移動支援費の支給の適正化を図るため、必要があると認めるときは、地方自治法第221条（昭和22年法律第67号）に定める予算の執行に関する長の調査権限等の規定に基づき、事業所に対し実地指導を行うことができる。

2 前項の実地指導により移動支援サービスの内容または、移動支援費の請求等に関し、不当な事実が認められる場合は、当該移動支援事業者に対し、移動支援事業に係る費用等の返還を行うよう指導し、指導の実施状況につい

て、東京都知事へ報告を行う。

3 第1項の実地指導の具体的な内容については、東京都が定める障害者福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱（平成19年6月29日 19福保指一第221号）に準じて、別に定めるものとする。

（指定の取消し等）

第20条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該指定事業者に係る第7条の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- （1）指定事業者が、第7条の要件を満たさなくなったとき。
- （2）指定事業者による費用の請求に関し不正があったとき。
- （3）指定事業者が、移動支援対象者の人格を尊重せず、忠実にその職務を遂行しないとき。
- （4）前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、移動支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

（委任）

第21条 この要綱の実施に必要な事項は、健康福祉部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に東京都北区障害者自立支援法施行細則（平成18年3月東京都北区規則第64号）第2条に規定する（介護給付費 訓練等給付費 施設訓練等支援費）支給申請書兼利用者負担額・免除等申請書により行った申請は、この要綱に基づく申請とみなす。
- 3 平成18年10月1日利用開始者の、利用時間決定の有効期間は、平準化のため次のとおりとする。

6月生まれの者 平成19年6月30日まで

7月生まれの者 平成19年7月31日まで

8月生まれの者 平成19年8月31日まで

9月生まれの者 平成19年9月30日まで
10月生まれの者 平成19年10月31日まで
11月生まれの者 平成19年11月30日まで
12月生まれの者 平成19年12月31日まで
1月生まれの者 平成20年1月31日まで
2月生まれの者 平成20年2月28日まで
3月生まれの者 平成20年3月31日まで
4月生まれの者 平成20年4月30日まで
5月生まれの者 平成20年5月31日まで

付 則（平成19年5月15日区長決裁19北福障第1318号）

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の規定に基づく平成22年3月31日利用分までの移動支援サービスの利用分については、対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（障害者にあつてはその配偶者に限る。）が区市町村民税非課税世帯である場合は、第6条中「100分の90」を「100分の97」とする。

付 則（平成19年8月31日区長決裁19北福障第2364号）

この要綱は、平成19年7月1日から適用する。

付 則（平成20年4月1日区長決裁20北福障第1110号）

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則（平成21年3月17日区長決裁20北福障第4379号）

この要綱は、平成20年7月1日から適用する。

付 則（平成22年3月30日区長決裁21北福障第4587号）

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則（平成23年3月30日区長決裁22北福障第4651号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成23年9月30日区長決裁23北福障第2908号）
この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

付 則（平成24年3月29日区長決裁23北福障第4831号）
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月27日区長決裁24北福障第4931号）
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年4月4日区長決裁26北福障第1062号）
この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付 則（平成27年4月9日区長決裁27北福障第1109号）
この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則（平成28年2月15日区長決裁27北福障第4410号）
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、平成28年3月1日から施行する。

付 則（平成30年4月19日区長決裁30北福障第1309号）
この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則（平成31年3月7日区長決裁30北福障第5291号）
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。